

質 疑 回 答 書

令和8年10月8日

吹田市水道部

工事名又は業務名 竹見台4丁目ほか配水管 φ 100mm～φ 200mm布設替工事

番号	図面番号	質 疑 事 項	回答事項
1	設計書	本工事の単価適用年月日をお教え下さい。	共通代価(全国簡易水道協議会水道実務必携及び国土交通省土木工事標準積算基準書)については、資材単価が「令和8年4月」、労務単価が「令和8年3月」単価を適用しております。 また、共通代価以外については、資材単価が「令和8年6月」、土木工事市場単価及び標準単価が「令和8年4月」、資材調査単価が「令和8年度」単価を適用しております。
2	設計書	本工事の単価適用年月日に関して、当部共通代価の使用単価年月日、及び当該共通代価以外の使用単価年月日をご教示ください。また、それ以外の使用年月日がある場合は「どれどれについては令和〇年〇月」という形でご教示ください。	
3	設計書	各管材料費の単価適応年月日をご教示願います。	
4	設計書	水道事業実務必携の歩掛を採用した場合の資材単価適用年月日をご教示願います。	
5	設計書	土木工事標準積算基準書の歩掛を採用した場合の資材単価適用年月日をご教示願います。	
6	設計書	歩掛・経費年度は「令和7年度」、歩掛・経費区分は「一般土木(国交省)」、損料年度は「令和7年度」と理解してよろしいでしょうか。	歩掛・経費年度は「令和8年度」、歩掛・経費区分は「上水道」、損料年度は「令和7年度」、工種区分は「開削工事及び小口径推進工事等」です。
7	設計書	経費年度は「令和8年度」、経費区分は「上水道」、工種区分は「開削工事及び小口径推進工事等」と考えてよろしいでしょうか。ご教示下さい。	
8	設計書	本工事の「交通誘導警備員」は、全て交替要員無しと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
9	設計書	施工地域・工事場所による補正は、「一般交通影響あり(1)」と考えてよろしいでしょうか。ご教示下さい。	施工地域・工事場所による補正は、「一般交通影響あり(1)」を適用しております。
10	設計書	施工地域・工事場所による補正は、「一般交通影響有り(2)」と考えてよろしいでしょうか。	
11	設計書	現場環境改善費の計上の有無をご教示下さい。	現場環境改善費については、計上しておりません。

質 疑 回 答 書

令和8年10月8日

吹田市水道部

工事名又は業務名 竹見台4丁目ほか配水管 φ 100mm～φ 200mm布設替工事

番号	図面番号	質 疑 事 項	回答事項
12	設計書	週休2日補正の有無をお教え下さい。	特記仕様書の「4週8休工事について」に記載のとおりです。
13	設計書	発生土処分工における発生土処分地までの運搬距離は、現場から又は、吹田市中心地点からのどちらの運搬距離で積算されているのでしょうか。	吹田市中心地点からの運搬距離を適用しております。中心地点の住所は佐井寺1丁目26番付近です。
14	設計書	廃路盤材処分工における廃路盤材(RC30・RM25)処分地までの運搬距離は、現場から又は、吹田市中心地点からのどちらの運搬距離で積算されているのでしょうか。	
15	設計書	廃路盤材処分工における廃路盤材(HMS25・CCR25)処分地までの運搬距離は、現場から又は、吹田市中心地点からのどちらの運搬距離で積算されているのでしょうか。	
16	設計書	残塊処分工における残塊(アスファルト)処分地までの運搬距離は、現場から又は、吹田市中心地点からのどちらの運搬距離で積算されているのでしょうか。	
17	設計書	各処分工における処分地までの運搬距離は現場から、または吹田市中心地点からのどちらで積算されているのでしょうか。ご教示願います。また吹田市中心地点の場合、その住所もご教示願います。	
18	設計書	本工事の残土処分、廃路盤材処分、AS塊、CO塊処分の運搬距離は、現場と吹田市中心地点のどちらからを採用されていますか。ご教示下さい。	令和8年度を適用しております。
19	設計書	歩掛年度は施工パッケージの構成比によると、「令和7年度」です。今回工事の歩掛は水道施設整備費積算基準(水道事業実務必携)は何年度を採用されているのでしょうか。ご教示下さい。	
20	設計書	歩掛年度は施工パッケージの構成比によると、「令和7年度」です。今回工事の歩掛は施工パッケージ以外の土木工事標準積算基準書は何年度を採用されているのでしょうか。ご教示下さい。	令和7年度を適用しております。
21	設計書	歩掛年度は施工パッケージの構成比によると、「令和7年度」です。今回工事の歩掛は下水道用設計標準歩掛表は何年度を採用されているのでしょうか。ご教示下さい。	
22	設計書	建設機械等損料表は「令和7年度」使用と考えてよろしいのでしょうか。ご教示下さい。	

質 疑 回 答 書

令和8年10月8日

吹田市水道部

工事名又は業務名 竹見台4丁目ほか配水管 φ 100mm～φ 200mm布設替工事

番号	図面番号	質 疑 事 項	回答事項
23	設計書	運搬費における路面切削機は、片道運搬で積算されているのでしょうか。	片道運搬で、計上しております。 また、それに係る損料については、共通仮設費率に含んで計上しております。
24	設計書	第36号明細表と、第37号明細表の路面切削機運搬の回送標示で両方とも片道の積算でしょうか、又運搬に係る機械損料の計上はされているのでしょうか、ご教示願います。	
25	設計書	本工事のAS塊、CO塊処分は、大阪府都市整備部令和7年度建設廃棄物等受入価格(下半期R08. 2. 1適用)の採用と考えてよろしいでしょうか。その採用となれば、t当りの単価が公表されています。その場合は比重換算によって単価を求められているのでしょうか。またその比重はいくらで換算されているのでしょうか。ご教示下さい。	お見込みのとおりです。 また、比重についてはAs2.35t/m ³ 、Co2.35t/m ³ で換算しております。
26	設計書	本工事の廃路盤材処分は、大阪府都市整備部令和8年度建設廃棄物(廃路盤材)受入価格(R8. 4. 1適用)の採用と考えてよろしいでしょうか。ご教示下さい。	お見込みのとおりです。
27	設計書	本工事の残土処分は、大阪府都市整備部令和7年度建設発生土受入価格(下半期R08. 2. 1適用)の採用と考えてよろしいでしょうか。ご教示下さい。	見積価格を適用しております。
28	設計書	「令和8年度水道施設整備費に係る歩掛表の一部改定について(通知)」(令和8年6月25日付け国水水第83号)では、『「令和8年度水道施設整備費に係る歩掛表について(通知)」(令和8年3月2日付け国水水第410号)より、配管工から特殊作業員に変更した箇所のうち、特殊作業員の公共工事設計労務単価(以下、「労務単価」という)が、同じ都道府県の配管工の労務単価(令和8年3月を下回る箇所は、配管工の労務単価(令和8年3月)と同額となるよう特殊作業員の労務単価に加算するものとする。』とありますが、加算されていますか。ご教示下さい。	加算しておりません。
29	設計書	「令和8年度水道施設整備費に係る歩掛表の一部改定について(通知)」(令和8年6月25日付け国水水第83号)により、特殊作業員の労務単価が加算されている場合、「令和5年度水道施設整備費に係る歩掛表 改定比較表(令和5年3月31日)」よる『配管工の労務単価は、当面の間、「公共工事設計労務単価」に4%の範囲内で加算した額を使用する。』の『配管工の労務単価(令和8年3月)』となるのでしょうか。それとも4%の範囲内で加算しない『配管工の労務単価(令和8年3月)』となるのでしょうか。ご教示下さい。	
30	設計書	第26号明細表内に『青矢羽マーク(夜間認識) 供用区間 排水性舗装でない L=1500 W=750』とありますが、「夜間認識」とは何を表していますか。ご教示ください。	夜間の視認性を向上させるため青矢羽根マークの縁に白線を設置するものになります。
31	設計書	第26号明細表内に『青矢羽マーク(夜間認識) 供用区間 排水性舗装でない L=1500 W=750』は大阪府資材調査単価(令和8年4月)の採用でしょうか。ご教示ください。	お見込みのとおりです。

質 疑 回 答 書

令和8年10月8日

吹田市水道部

工事名又は業務名 竹見台4丁目ほか配水管 φ 100mm～ φ 200mm布設替工事

番号	図面番号	質 疑 事 項	回答事項
32	設計書	第26号明細表内に『MMA樹脂製点字タイル(市場単価) 30cm×30cm』とありますが、MMA点字タイルの設置面は、新設の密粒アスファルト部(一般部)で昼間施工と考えてよろしいのでしょうか。。ご教示ください。	新設の開粒アスファルト部で昼間施工となります。
33	設計書	第26号明細表内に『MMA樹脂製点字タイル(市場単価) 30cm×30cm』は大阪府資材調査単価(令和8年4月)の採用でしょうか。ご教示ください。	お見込みのとおりです。
34	設計書	第26号明細表内では、夜間の交通誘導員が「夜間 交通誘導警備員A 1,2級検定合格者」しか計上してありませんが、夜間工事では2名とも「夜間 交通誘導警備員A 1,2級検定合格者」を計上してあるのでしょうか。「夜間 交通誘導員B」の脱漏していることはないのでしょうか。ご教示ください。	「交通誘導警備員A1,2級検定合格者」のみを計上しております。
35	設計書	第161号表及び第162号表内にある『グラウトポンプ損料 横型2連動11.2kw 吐出量200l/分』がR7建設機械等損料表には見当たりませんが、何年度を採用されていますか。出典をご教示ください。	令和7年度建設機械「グラウトポンプ 損料 横二筒複動ピストン式 11kw 吐出量200l/分」を採用してください。設計図書に誤謬があった場合は設計変更の対象となります。
36	設計書	第5号表「発生土処分工(管路) 昼間 DT2t BH0.13m3以下積込」と第84号表「発生土処分工(管路) 昼間 DT2t BH0.13m3以下積込」の歩掛は違う値となるのでしょうか。中身では「発生土処分料【運搬費含まない】 昼間(BH0.13m3,2t)(厚)」の備考欄が『K5690//2』と『K5690//1』との違いがありますが、これが違う単価なのでしょうか。ご教示ください。	同じ単価になります。
37	設計書	第8号表「埋戻し工【機械施工】(管路) 改良土 昼間 BH0.13m3以下,DT2t」と第34号表「埋戻し工【機械施工】(管路) 改良土 昼間 BH0.13m3以下,DT2t」の歩掛は違う値となるのでしょうか。中身では「改良土【現着価格】 昼間(国)」の備考欄が『T0520//1』と『T0520//2』との違いがありますが、これが違う単価なのでしょうか。ご教示ください。	
38	設計書	第5号表のダンプトラック運転(2t)距離は、第238号表と同じ3.5kmと考えてよろしいのでしょうか。ご教示願います。	お見込みのとおりです。
39	設計書	第238号表において発生土処分料(処分地)は、運搬距離3.5km以下、または19.5km以下のどちらを想定して適用されているのでしょうか。ご教示願います。	3.5km以下は吹田市中心から仮置き場までの距離、19.5km以下は仮置き場から処分地までの距離を想定しているため、共に適用しております。
40	設計書	第139号表(夜)において、積込・土砂運搬は昼間施工でしょうか。ご教示願います	お見込みのとおりです。

質 疑 回 答 書

令和8年10月8日

吹田市水道部

工事名又は業務名 竹見台4丁目ほか配水管 φ 100mm～ φ 200mm布設替工事

番号	図面番号	質 疑 事 項	回答事項
41	設計書	鑄鉄管吊込み据付け工(機械)及びメカニカル継手工において「障害あり」の表記がありますが、割増補正を適用されていますか。ご教示願います。	お見込みのとおりです。
42	設計書	各機械の賃料算出は長期割引あり・長期割引なしのどちらを採用しているのでしょうか。ご教示願います。	「長期割引あり」を適用しております。
43	設計書	分水栓建込工において、電動式穿孔機を使用する経費は諸経費に含まれていますか。ご教示願います。	お見込みのとおりです。
44	設計書	第36号明細表内に「運搬費 路面切削機(ホイール式廃材積込装置付) 20kmまで 20t車以上30t車まで」があり、第37号明細書内にも「運搬費 路面切削機(ホイール式廃材積込装置付) 20kmまで 20t車以上30t車まで」があります。なぜ、これを別々の明細書に分ける必要があるのでしょうか。この二つの単価は同じなのでしょうか。それとも、どちらかにその他の諸料金でも計上されているのでしょうか。事由をご教示ください。	積算については、設計書のとおり積算して下さい。設計図書に誤謬があった場合は設計変更の対象となります。
45	設計書	第4号明細表「φ 150mm 配水管材料費」内に『GX形 切管用挿しロリング φ 100』の計上がありますが、『φ 150』ではないでしょうか。誤字ですか。誤謬されていますか。「設計書のとおり積算してください。」等のような回答でなく、「施工はどちらが正しいのか。今回の積算はどうするのか。設計変更の有無。』について具体的な回答をお願いします。	施工については「φ 150」で行い、積算については、設計書のとおり積算して下さい。設計図書に誤謬があった場合は設計変更の対象となります。